## 継続売買契約書

2024年4月1日

売主エーアイ株式会社(以下、「甲」という。)と、買主インサイド(以下、「乙」という。)との間に次のとおり継続的売買契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

- 第1条 甲は乙に対し、下記物件(以下、「本商品」という。)を継続的に売渡すことを約し、乙は甲からこれを買受けることを約した。
- 第2条 本契約の期間、数量、代金及び代金支払方法は次の第1項から第4項のとおりとする。
  - 1、期間 本契約の日から満5か年
  - 2、数量 期間中の取引数量総計概算100箇
  - 3、代金 1箇につき金1,000,000円
  - 4、代金の支払方法 引渡しと同時に支払う(又は引渡し後1か月払約束手形をもって支払う)
- 第3条 甲及び乙は、前条に基づき本商品を売買するものとするが、取引の需給関係に応じ数量、代金について協議の上、変更することができる。
- 第4条 乙は、本商品を買受けの都度注文書を甲に交付し、甲はこの交付に係る注文書の内容に基づき本契約物件を乙に売渡すものとする。注文書には数量、合計代金、及び引渡し場所を明記することとする。
- 第5条 代金には、本商品引き渡しに要する費用及び据付け費用等一切の費用が含まれるものとする。
- 第6条 乙は、代金の支払を怠ったときは遅滞日数に応じ日歩金10,000円の割合による損害金の支払をなすものとする。
- 第7条 乙は、甲から本商品を引渡された場合には、当該引渡しから起算して20日以内に商品の検査を行い、甲に対して合格又は不合格の通知を行わなければならないものとする。
  - 1、乙は、前項の検査により商品につき第10条に定める契約不適合又は数量不足等を発見したときは、直ちにその旨甲に通知しなければならない。本通知がなされないまま前項の期間が経過したときは本商品が検査に合格したものとみなすものとする。
  - 2、甲は、検査の結果、不合格になったものについては、甲の費用負担で引き取り、乙の指定する期限 までに代品納入をしなければならないものとする。
  - 3、甲は、乙による検査結果に関し、疑義又は異議のあるときは、速やかに書面によりその旨を乙へ申し出て、甲乙協議により解決するものとする。
  - 4、本商品の引渡しは、乙の検査に合格したときに完了するものとする。
- 第8条 本商品の所有権は、前条に定める本商品の引渡しが完了したときに、甲から乙へ移転するものとする。